

給付奨学金

2021年度 確認書

(兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)

〔大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程〕

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金として支給されます。また、確認書の裏面に記載の事項は、「給付奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に

給付奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

- ・ ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと（※は確認書の記載箇所）

1. 給付奨学金を受給するには、「 確認書 」の提出が必要です。
2. 外国籍の人は、 在留資格によって支援の対象とならない場合があります。
3. 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者の マイナンバーの提出が必要です。
4. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。 保護者の口座には、振り込むことができません。
5. 給付奨学金を受給することになった場合において、すでに第一種奨学金の貸与を受けている場合や新たに第一種奨学金の貸与を受けることになった場合、 第一種奨学金の貸与月額が現在の月額から増額又は減額される場合があります。 ※確認書表面・裏面【第一種奨学金の併給調整】
6. 給付奨学生として採用された場合、 世帯の所得に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる月額が振込まれます。 ただし、採用時においては、自宅月額にて振り込まれます。自宅外月額にする場合は、別途手続きが必要となります。 ※確認書裏面【支援区分】【給付奨学金の支給額】
7. 自宅外通学の月額支給を受けるためには、 自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件のいずれかを満たす必要があります。 ※確認書裏面【給付奨学金の支給額】
8. 2019年度以前からJASSOの給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金を受給することとなった場合、 現在受給している給付奨学金を辞退することになります。 ※確認書表面
9. 学業成績が不振などの場合は、 奨学金の支給が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
10. 経済状況における適格性の審査によっては 支給額の見直しや、一定期間振込みが停止される場合があります。 ※確認書裏面【支給中の適格認定】
11. 過去に機構の給付奨学金を受けたことのある人（2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人を除く）は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。



●給付奨学金確認書の記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①給付奨学金確認書は、切り離すかコピーをとって使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください（本書類を記入した日）。

必ず記入してください。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z D 2 1	提出年月日(西暦) 2021年4月10日	
学校名 日本学生支援大学		学部・課程・分野 経済	学科・専攻 経済	学籍(学生証)番号 123456
申込者本人	フリガナ シヨウガク タロウ	〒162-0000	電話番号(自宅) 03(0000)0000	電話番号(携帯) 080(0000)9999
氏名 漢字	奨学太郎	現住所 東京都新宿区市谷本村町10-7	生年月日 昭和(平成)14年5月1日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 <input checked="" type="radio"/> 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 【該当を○で囲む】 f 永住者の配偶者等 ※d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)				

※「同上」、「本人と同じ」、「〳」等は認められません。
現住所（今お住まいの住所）は正確に記入してください。

生計維持者	1	氏名 奨学 一郎	生年月日 昭和(平成)44年2月2日	本人との続柄 父
		〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1		
	2	氏名 奨学 花子	生年月日 昭和(平成)46年3月3日	本人との続柄 母
		〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1		
本人と生計維持者の資産の合計額 2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)				

本人が未成年者の場合				
本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者のことで通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。				
親権者又は未成年後見人	1	氏名 奨学 一郎	生年月日 昭和(平成)44年2月2日	本人との続柄 父
		〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1		
	2	氏名 奨学 花子	生年月日 昭和(平成)46年3月3日	本人との続柄 母
		〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1		

重要 インターネットを入力する生計維持者及びマイナンバー提出書へ記載する生計維持者は、確認書に記載した生計維持者と必ず同一としてください。

あなたとあなたの生計維持者の資産の合計額が記載のとおりであることを確認してください。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d~fの在留資格に該当する場合は、在留期限(在留期間の満了日)も記入してください。
※外国籍の人でb~f以外の在留資格(「家族滞在」等)の人は支援対象となりません。

「親権者」と「生計維持者」が同じ人の場合でも、必ずそれぞれの欄に記入(親権者欄は親権者自身が署名)してください。